

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
－要望量調査（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）の留意点－

I. 共 通

1 要望量調査の対象メニューは下表のとおりです。

メニュー	実施計画書様式	要望量調査様式
中山間地農業ルネッサンス推進事業		
中山間地農業ルネッサンス推進支援	別記様式第1-1号	様式1
元気な地域創出モデル支援【一般型】※1	別記様式第1-2-①号	様式1
〃 【地域力活用型】※2	別記様式第1-2-②号	様式2
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業		
農村型地域運営組織モデル形成支援【活動着手支援型】	別記様式第1-3-①号	様式1
〃 【一般型】※3	別記様式第1-3-②号	様式1
〃 【地域連携型】※4	別記様式第1-3-③号	様式1
農村型地域運営組織形成伴走支援 (都道府県単位における取組)	別記様式第1-4号	様式1

※1 従来の元気な地域創出モデル支援は、【地域力活用型】創設に伴い【一般型】となります。

※2 令和7年度補正予算により創設しました。

※3 「地域計画連携タイプ」を含みます。

※4 現在協議中です。

2 制度の内容について、現在政府内で調整中であり、交付上限額や補助率が変更等となる場合があることにご留意願います。

3 事業採択や予算配分にあたり、以下の優遇措置を予定しています。該当する場合は、要望量調査票に記載してください。

（全対策）

名 称	優遇措置	備考
輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）	認定された計画について、本事業との関連性等を精査し、関連性の高い取り組みを優先的に採択。	
世界農業遺産・日本農業遺産	認定地域と関連が認められる場合、優先的に採択。	
地域再生計画	地域再生計画が認定されている場合、優先的に採択。	
「デジ活」中山間地域における取組	デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組であることが認められる場合、優先的に採択。	

みどりの食料システム法に基づく計画	みどりの食料システム法第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域となっている場合、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合、同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合、優先的に採択。	
国土強靭化基本法に基づく地域計画	国土強靭化基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画に基づく取組地区への予算配分に当たって、一定程度配慮。	

(農村型地域運営組織モデル形成支援のみ)

名 称	優遇措置	備考
農村 RMO の活動資金 (継続性の観点)	農村 RMO の活動資金が事業実施後も確保されている、又は確保される見込みの場合、採択や予算配分に関して一定程度配慮。	
農村 RMO の活動拠点 (継続性の観点)	農村 RMO の活動拠点（例：公民館、コミュニティセンター、学校の余裕教室、その他遊休施設など）が事業実施後も確保されている、又は確保される見込みの場合、採択や予算配分に関して一定程度配慮。	
農村 RMO の必要性 (集落機能の弱体化の観点)	集落活動の実施率が急激に低下するとされている中山間地域等における小規模集落（集落の総戸数が9戸以下）を含む場合、採択や予算配分に関して一定程度配慮。 ※以下の農林水産省 HP の世帯数を参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2020/sb/index.html	

4 過去の事業実施計画の確認にあたり、指摘の多かったものは以下のとおりです。

項目	内 容
(1)全般	
目標設定	・複数年の事業実施計画の場合であっても、事業最終年度の目標ではなく、単年度ごとの目標を設定してください。
機械等の導入	・機械器具等の導入については、原則としてリース契約としてください（12月中に実施要領を改正予定。ただし、元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）は、補助率1/2で購入も可能）。中長期に渡って使用可能な機械器具等の整備・購入については、事業完了後は、事業実施主体の財産となることを踏まえれば、事業実施主体が自ら整備・購入することが基本となります。ただし、購入せざるを得ない場合には、個別に確認しますのでお知らせください。
交付金に占める委託費の割合	・交付金に占める委託費の割合については、実施要領等に制限を設けていませんが、取組の大部分を委託により外注することに対しては、第三者に十分説明可能な理由を整理するとともに、事業実施主体が自ら業務遂行管理する必要があることを理解し、適切に運用してください。
(2)元気な地域創出モデル支援【一般型】	
支援上限額	・支援上限額は実施要領に定めているとおりですが、活動内容や委託費等の内容を精査した上で、必要と判断される額を配分するものとします。
取組に必要な工事や施設整備（改修含む）	・本格運用を目的とした工事や施設整備（改修含む）等については、事業目的を踏まえ原則として対象外です。実証に必要な最小限な範

等	囲に限っているか確認してください。
(3) 農村型地域運営組織モデル形成支援【一般型】	
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> 支援上限額については以下を目安としますが、活動内容や委託費等の内容を精査した上で必要と判断される場合はこの限りではありません。 ①継続地区においては、農用地保全、地域資源活用、生活支援分野の調査・実証について、当該年度に1分野のみを対象とする場合は、基本的に500万円/年を上限とします。 ②事業完了とともに活動が収束してしまわないよう、事業実施段階から、活動の継続に向けた検討についてもお願ひいたします。
取組に必要な工事や施設整備（改修含む）等	<ul style="list-style-type: none"> 本格運用を目的とした工事や施設整備（改修含む）等については、事業目的を踏まえ原則として対象外です。実証に必要な最小限な範囲に限っているか確認してください。
旅費の計上	<ul style="list-style-type: none"> 全国事業で研修も予定していることから、必要に応じて研修等に参加する旅費について計上してください（3名以内を想定）。
(4) 農村型地域運営組織形成伴走支援（都道府県単位における取組）	
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> 支援上限額は、700万円/年を目安としますが、活動内容や委託費等の内容を精査した上で必要と判断される場合はこれに限りません。

- 5 今回の要望量は、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の配分を予定して調査を行います。制度の内容について、現在政府内で調整中であり、要望量調査の対象事業メニューが認められるかは未定であることにご留意ください。なお、令和7年10月29日付事務連絡に基づき報告のあった継続地区については本要望量調査の対象外とし、報告のあった内容で確認作業を進めます。
- 6 要望量調査票の記載について、継続地区は「R6年度国庫交付金」の欄にR6年度の交付決定額を、「R7年度国庫交付金」の欄に11月末時点のR7年度の交付決定額を記載願います。
- 7 要望量調査票について、金額、内容等を記載願います。
継続地区については、「I 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント」から「IV 加算ポイント」までの欄の入力は不要です。
新規地区については、「I 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント」及び「II 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント」の成果目標と、事業実施計画書の目標値は同じ内容を記載してください。事業実施後に、事業の評価において目標の達成状況を確認します。
- 8 事業に係る書類の提出から過去3年以内に、以下の事由に該当することにより、補助事業等の交付決定の取消しを受けた、又は補助金等の返還を行った事業者（地方公共団体を除く。）については、適格性の審査において不適格と判断し、採択しないものとします。
- 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付決定の内容又はこれに附した条件その他の法令又はこれに基づく各省各庁の長の处分に違反したこと
 - 間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令を違反したこと
- なお、過去3年の起算点は次のとおりとします。
- 交付決定の取消しを受けた場合：交付決定取消しを受けた日
 - 交付決定の取消しによらず補助金等を返還した場合：補助金等の返還を行った日

II. 元気な地域創出モデル支援【一般型】

- 1 取組事例としての取りまとめや取組に係る手順を示したマニュアル等、他地域の農業者や関係者が参考となる資料作成を必須とし、事業完了後、これら成果を提出することとしています。
また、複数年の事業を実施する場合にあっては、最終年度の事業完了後に成果を提出することに加え、毎年度の実施状況についても、毎年度末までに実施状況等を報告することとしています（報告様式は、別途連絡します）。
- 2 実施要領の別表に定める「ウ 農用地保全に関する取組」のうち、「指定棚田地域振興活動計画」を作成している場合は、その旨記載してください。
- 3 複数年度の計画を予定している地区については、令和8年度以降の規模を把握するため、要望量調査票の「令和9年度」「令和10年度」欄に想定事業費（国費）を記載してください。
なお、記載する想定事業費（国費）は現時点の考え方をお伺いするものであり、今後変更があっても差し支えありません。また、後年度予算の確保を確約するものではありません。
- 4 デジタル技術の活用を予定している地区のうち、市町村及び地域協議会が事業実施主体となる取組は、「デジ活」中山間地域へ登録することを基本としていますので、事業実施計画書承認申請に合わせて、「デジ活」チェックシートを提出してください。
また、「デジ活」中山間地域の登録申請エリアは、事業実施主体の活動エリア又はこれを含む市町村全域のどちらも対象になります。「デジ活」中山間地域に登録することによりデジタル技術に関するアドバイスや国庫補助金の優遇措置等を受けられることから、市町村全域での登録をお勧めしますが、市町村全域での登録を必須とするものではありません。
なお、都道府県の場合は、取組範囲が広域となることから基本的には「デジ活」中山間地域の登録対象外ですが、取組範囲が特定の市町村や地区に限定されている場合には、「デジ活」中山間地域への登録も可能です。その場合は、要望量調査票に記載願います。

III. 元気な地域創出モデル支援【地域力活用型】

本支援は、企業等と連携して行う取組として、令和7年度補正予算により認められました。具体的には以下のとおりです。

- 事業実施期間：1年間（計画期間は3年間）
事業内容：企業等と連携して行う調査・計画作成・実証事業
補助額：上限3,000万円 定額（ただし、生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち農業用機械等を購入する場合の補助率は1/2以内）
成果目標：事業の成果目標として次に掲げるものを設定する。なお、販売額、生産コストについて、農業経営体としての販売額、生産コストを算出し、成果目標とする。
(1) 農業者団体の販売額の10%以上の増加 又は 農業者団体の生産コストの10%以上の削減
(2) 農業者団体の1農業経営体当たりの販売額が600万円以上 又は 農業者団体の総販売額が3,000万円以上

IV. 農村型地域運営組織モデル形成支援【一般型】

- 1 本支援では、優良事例を創出し、全国各地に横展開することを目的の1つとしています。
各地域での活動そのものに対する支援でないことから、「モデル性」を問われる機会が多くなっています。そのような中、まだ取組が行われていない県がある中で、逆に同一市内で複数のモデル地区を申請するケースもあります。令和8年度新規地区の掘り起こしについては、このような状況や新規地区のモデル性に留意して調整するようお願いします。全国で広くモデルを形成する観点から、同一市町村内で本事業を実施中の場合、新規地区の採択に当たり優先度が

下がります。

- 2 本事業の実証内容は、事業完了後も無理なく継続できる範囲での検討をお願いします。例えば、地域で何らかの「無料サービス」を実施される場合は、「利用者から最低限の利用料の徴収を検討する」「市町村の支援策を模索する」等、活動着手の前の段階から、事業実施期間のみで終わってしまわないような工夫が重要です。
- 3 複数年度の計画を予定している地区は、Ⅱ. 3 と同様、要望量調査票の「令和9年度」「令和10年度」欄に想定事業費（国費）を記載してください。
- 4 令和8年度新規地区は、基本的に500万円/年を上限とします。
- 5 デジタル技術の活用を予定している地区は、「デジ活」中山間地域へ登録することを基本としていますので、事業実施計画書承認申請に合わせて、「デジ活」チェックシートを提出してください（Ⅱ. 4 と同様です）。

V. 農村型地域運営組織モデル形成支援【地域連携型】

- 1 本支援は、農村RMOが中長期的な活動内容を議論する場合など、地域での合意形成や推進体制の構築等に期間を要するケースを想定したものです。地元の地方公共団体の参画を強化し、事業実施期間を延ばしてじっくりと農村RMOを推進するものとして、補助率1/2以内とします。具体的には以下のとおりです。

事業実施期間：上限4年間
事業内容：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査・計画作成・実証事業、活動継続計画の策定
補助額（年基準額）：750万円（うち国費1/2以内）

- 2 【一般型】と比較して、地元の地方公共団体との連携により、持続的な農村RMOの形成推進に繋がることが期待されることから、【地域連携型】では、【一般型】を同一市内で実施中の場合にあっても新規地区として報告していただいて構いません。

VI. 農村型地域運営組織形成伴走支援（都道府県単位における取組）

令和8年度内の農村型地域運営組織モデル形成支援に取り組む地区の立ち上げに関わらず、農村型地域運営組織形成に向けて都道府県が伴走支援を行っている地区が、支援対象となります。なお、本事業は、都道府県単位における伴走支援体制の構築を目的としており、過去に事業を実施し、体制を構築している都道府県への適用は想定していません。

以上